



石川地方最低賃金審議会の意見に関する公示

石川労働局一般公示第 84 号

令和 7 年 10 月 24 日石川地方最低賃金審議会から石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、石川県の区域内で百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 11 月 10 日までに石川労働局長あて（金沢市西念 3 丁目 4 番 1 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 24 日

石川労働局長 八木 健一

記

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金審議会の意見の要旨

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域
石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 6 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日